

(府労連)

回 答

令和 7 年 11 月 18 日

総務部長

【府労連】最終回答

去る令和7年10月30日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨、ご意見を十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項ですが、社会情勢等が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状を踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

本年の取扱いについては、勧告どおり実施したいと存じます。

具体的には、まず、公民較差解消に係る勧告については、令和7年4月1日から、次のとおり実施したいと存じます。

給料表について、初任給と若年層に重点を置いて全職員を対象に引き上げたいと存じます。

地域手当について、大阪府内の支給割合を12.8%へ引き上げ、大阪府外の支給割合の上限を18%へ引き上げたいと存じます。

期末・勤勉手当について、年間0.05月分を引き上げ、年間4.65月分に改定し、その割り振りは、「期末手当」と「勤勉手当」に、均等に配分したいと存じます。

これに伴う勤勉手当の成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ、改めてお示しいたします。

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の限度を、253,100円に引き上げたいと存じます。

通勤手当について、交通の用具使用者に対する10km以上の距離区分における月額を、200円から7,100円までの幅で引き上げたいと存じます。

宿日直手当について、勤務1回に係る支給額の限度を、6,900円に引き上げたいと存じます。

教育職員については、令和8年1月1日から、主幹教諭等の職務の級である特2級の初号の給料月額を引き上げたいと存じます。

以上の内容で、関係条例（案）を令和7年11月の定例府議会へ提出したいと存じます。

差額支給の時期については、関係条例（案）の議決を得られれば、その段階で改めてお示しいたします。

次に、通勤手当について、令和8年4月1日から、交通の用具使用者に対する65km以上から100km以上までの距離区分を新設し、月額66,400円の範囲内で支給するとともに、駐車場等の利用に対し、月額5,000円の範囲内で支給したいと存じます。

これについては、関係条例（案）を令和8年2月の定例府議会へ提出したいと存じます。

また、本年の人事委員会勧告への対応を踏まえ、技能労務職員の給料表等については、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

非常勤職員の報酬、期末・勤勉手当及び通勤に係る費用弁償については、常勤職員に準じて改定するとともに、改定後の報酬単価等については、改めてお示したいと存じます。

その他詳細の取扱いについては、改めてお示しいたします。

その他のご要求の諸事項については、先般、職員長回答及び課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。